

本号は、「情報発信」を2件掲載します。

●情報発信Aは、「J-PlatPatを使いこなそう」をテーマにした「意匠・商標の検索実習セミナー」のご案内です。
(2016年10月20日 追記 ※操作実習者等は、既に定員に達しました。 ※見学者は引き続きお申し込みを受け付けております。)

●情報発信Bで、Vol.83でお伝えした第1部<知的財産の制度>から引き続き、第2部<戦略的な権利の取得方法>として当委員会が実施した知財セミナーの講師を務めてくださった松井弁護士による講義のダイジェスト版の後半をお伝えします。(そのまゝ、第1部からの継続としています。)
本号では、パッケージデザインに関係が深いとされる意匠権と商標権について、より強い権利の取得のための戦略的な出願方法とその仕組みが、身近な事例を取り上げ、それぞれのポイントを示しながら、解りやすく説明されています。

出願する権利者とはもとより、創作者であるデザイナーにとっても、デザインの持つ創作の価値と権利保護がなされる範囲とがシクロすることは重要です。そのためにも本号をその手引書として活用していただければ幸いです。

(2016年10月17日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

◆このページに限らずVol.1〜これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

●情報発信A

意匠・商標を自分で調べてみる体験型セミナーの参加者募集を始めました

～特許情報検索（J-PlatPat）を基本の手順から習得する～
11月14日(月)開催/デザイン保護委員会主催

「J-PlatPatを使いこなそう」をテーマにした「意匠・商標の検索実習セミナー」です。
操作実習希望者は無線LANによるインターネット接続可能なノートパソコン、タブレットを持ち込み、検索の流れに沿って実習指導を受けることができます。
対象をパッケージデザインに絞ると、初めての方にも検索の目的が達成できるような検索のルートを講師と委員会とで検討しました。当日の検索プログラムは委員会の要望を基に、講師が今回のために作成されたものです。ぜひ体験ください。

操作実習希望者は無線LANによるインターネット接続可能なノートパソコン、タブレットの持ち込みが必要となります。
お持ちいただく予定の機器は機種によっては接続等の不具合が出る場合がありますので、必ず事前にJ-PlatPatへの接続をご確認下さい。

◆「特許情報検索」J-PlatPat等の入力で「特許情報プラットフォーム・J-PlatPat」を選び、情報検索のトップ画面に進めます。(※Windows推奨ですが、Macでの検索も一般的に行われているようです。)

◆参加申し込みは、下記の①～④のいずれかで受け付けています。
①10月11日配信のFAX申し込み欄に必要事項を記入の上、事務局へFAX送信。
②JPDaウェブサイトから
③メールで：協会メールアドレス(info@jpda.or.jp)宛に、件名「11月14日 情報検索セミナー」とし、申し込み票記載の必要事項を送信してください。
④セミナーの申し込み票に必要事項を記入してJPDa事務局へFAX。
※操作実習者等は、既に定員に達しました。
※見学者は引き続きお申し込みを受け付けております。

体験型セミナー 商標・意匠を自分で調べてみよう!
特許情報検索 J-PlatPat を基本の手順から習得する
JPDa 平成28年10月11日 公認社団法人日本パッケージデザイン協会 特許情報委員会 担当理事・小川亮 委員長 丸山和子
日程 11月14日(月) 18:00 受付開始 18:30～20:30
対象 JPDa会員 一般 会費 無料
定員 40名
講師 INPIT 知財情報部 小林祐二氏
会場 DIC株式会社 本社2F 大会議室 東京都中央区日本橋 3-7-20
お申し込みは、下記の参加申込票に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

●情報発信B

デザインの創作と保護のために知っておくべき「戦略的な権利の取得方法」

レクシア特許法律事務所 代表パートナー 弁理士 松井 宏 記

■制度の話はこれくらいにして、実際の戦略的な権利取得について話をしましょう。

下図はスポーツ用のアンダーウェアの意匠登録です。
一つの製品に対して、複数の意匠登録が取得されています。グレーの部分が権利を要求している部分で、黄土色の部分は権利を取得する際に形状を特定していない部分です。スポーツ用アンダーウェアでは緊縮力が異なる生地を使用し、締め付けなどを部分的に行うことが行われていますが、その締め付け部位などをそれぞれ権利化しています。
このように、一つの製品であっても、いろいろな切り取り方をして権利を取得するのが他者牽制には効果的です。

部分意匠/機能型/複数
登録1409350 登録1409348 登録1409345
登録1409349 登録1409347 登録1409346
登録1409344 登録1409343
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

下図はマスカラ容器などの化粧容器の表面に付された模様のデザインだけを、意匠権として取得しています。容器自体は破綻で記載されていますので、この場合、容器の形状は特定せずに意匠権を取得しています。このような容器の表面に付された模様の保護を認めるのは意匠権が有効です。

逆に商標権でも図形商標として権利を取得することはできるのですが、権利行使の際に、相手方に模倣であって商標ではないから商標権は行使できないとの反論を生ずる余地がありますので、意匠権の方が好ましいです。

部分意匠/意匠的使用型

登録1096008号 図形化粧用包装用容器
【正面図】 【模様部分の拡大展開図1】
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

今まで見てきたのは「部分意匠」という部分的にデザインを権利化する方法でした。これ以外にも、意匠制度には戦略的な出願を行う方法があります。それが「関連意匠」です。
意匠って、「権利範囲がよく分らないから」、「権利範囲が狭いよな」という意見をよく聞きませんか？これは関連意匠をうまく活用できていないからです。あるデザインを意匠権で守る際に、意匠権で守ってほしいデザインコンセプトを明確にし、デザインのパリエーションをマップ化します。その中心に来るデザインが「本意匠」となります。その「本意匠」と類似しているもの、すなわち、本意匠の権利範囲に入るものを「関連意匠」として出願して権利化するわけです。

これによって、関連意匠が設定された範囲は本意匠の類似範囲（権利範囲）ということが明確になりますので、権利解釈の基準となります。これにより、自分および他人が意匠権の権利解釈を行うことができるようになります。意匠権を少しは明確なものとして活用できるようになると思います。

■下図は本意匠と関連意匠の概念図です。

左側は製品に対して一件しか意匠権を取らなかった場合のイメージです。一件しかないで、類似範囲はほんやりしてよく分かりません。右図は例えば製品は製品を本意匠として、その周りにパリエーションとして関連意匠を4件つけた場合のイメージです。4方向にデザインのパリエーションをマップ化して設定することにより、各方向性で、その程度までであれば、権利範囲内として認められていることが明確になるわけです。

みなさんにも、是非、この関連意匠を活用していただきたいと思います。

関連意匠・重要性

点ではなく、ゾーンで意匠網を築く。
他社排除範囲が明確
類似範囲に他社意匠が登録されない
他社意匠
他社意匠
他社意匠
他社意匠
他社意匠
他社意匠
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

では、実際の関連意匠の事例を見てみましょう。
下図はトイレットペーパーの包装フィルムの意匠です。中心に蝶々の絵が描かれている本意匠に対して、関連意匠では桜の花びらが描かれている。パッケージデザインの考え方は両意匠で共通していますが、その具体的表現において「蝶々」と「桜の花びら」では全く異なるデザインですが、その中心に来るデザインが「本意匠」として出願して権利化するわけです。

関連意匠
本意匠:登録1408150 関連:登録1407970
【表面図】 【表面図】
【同種物品の使用状態を示す参考図1】 【同種物品の使用状態を示す参考図1】
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

下図はみなさんよくご存知の頭痛薬のパッケージデザインです。
左側の本意匠は製品そのもの。しかし、右側の関連意匠では文字や平面の色が消えています。正面の「L」図形が共通していれば、その他文字が追加されようが、消えられようが類似なのです。正面の「L」図形というデザインの主要素をうまく守っている事例です。

関連意匠
包装用箱
本意匠1400293 関連1400539
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

■では、次に「商標」を見ていきましょう。
最近では制度や運用が変わってきているので、商標は意匠とリンクする部分が出てきています。そのあたりを重点的にお話しします。

まず、商標とは基本的には、下図のように、「文字」または「図形」になります。
ネーミング、ロゴ、ブランドなど言われるものです。そして、下図の3つ目にあるように「立体」もありです。「立体」の中には「ペコちゃん」や「くいだおれ太郎」のようにサービス提供店の看板や、「コカコーラボトル」のようにパッケージ形状の形が立体商標として権利取得する場合には、永年広く使用していることを立証して、日本でその形状が特定の者の業務に係るものと認識されていることを立証する必要がありますので、ハードルは高いです。

商標には、意匠にない大きなメリットがあります。
それは、商標登録されると10年ごとに更新を行うことにより、永久に商標権を持てることです。意匠権は「登録から20年」で有限ですが、商標権は更新により永久に権利が存続します。

商標

【文字】 IBM GUNZE ポカリスエット
【図形】
【立体】
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

上図の「コカコーラボトル」のように、形状のパッケージデザインを立体商標登録する場合には、多数の使用証拠が必要ですが、下図の「ソルマック」のように、形状表面に色の塗り分けを施した立体商標の場合には、使用立証なしに商標登録されているものが多数あります。

登録5790153
CI5,32 3条2項なし
大鷲製工業株式会社
http://solmac.jp/products/chou.html
© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

2015年4月からは、下図のように、「新しい商標」として、「音」「色彩」「動き」「位置」「ホログラム」が商標登録できるようになりました。パッケージデザインにおいては、特に「色彩」と「位置」が重要です。

商標
音 色 動き 位置 ホログラム
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

■色彩商標の出願例としては、以下のようなものがあります。

色彩商標 【位置特定なし・複数色】
商標2015-052594 CI529&30
ダイドードリンコ株式会社
ロゴ内のカラーリング
http://www.doyo.co.jp/products/detail/630
© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

色彩商標 【位置特定無し・複数色】
商標2015-048327 CI5
パッケージのカラーリング
http://hoppers-jp.com/okusuri/kyubei.html
© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

上記のダイドードリンコのカラーリングおよびキャベジンのカラーリングは、いずれも形状は特定せずに、色の塗り分け方（色番号、組み合わせ）を特定して出願しています（2016年8月現在でまだ審査中）。色彩商標では出願後、登録されるためには、使用立証を行い、この色彩が日本で広く知られていることを立証する必要があります。この広く知られていることをどの程度で判断するかは、まだ具体的な基準が出ていませんが、かなり高度の著名性を要求されるものと思います。

しかし、パッケージデザインを商標で保護するためには、高度な著名性が要求される色彩商標に頼る必要がないものもあります。
たとえば、下図のように、「永谷園のさ茶づけ」はパッケージ自体が四角でありますので、四角内に色の塗り分けをして、通常の商標（図形商標）として出願すれば登録になりますし、実際の使用状態ともそんなに変わっていないことなので、権利としても使い勝手がいいのではないかと思います。

3条2項なし 平面商標 登録例 (ワンポイントなし/店舗看板)
登録5790200
株式会社永谷園ホールディングス
http://www.g-labo.com
© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

■その他、新しい商標では、下図のような「位置商標」も登録されます。
製品やパッケージなどの識別標識としての機能する一部分だけを登録する制度です。例えば、下図では、「ドクターシーラボ」のパッケージ上に付されたリボンだけが商標登録されています。

位置商標 (日本での登録例)
登録5804314
化粧品、せっけん類、歯磨き、香料、原料
http://www.g-labo.com
© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

以上、意匠と商標の概略を見てきましたが、結局、パッケージデザインを保護するにはどうしたらいいのでしょうか？
私見としては、パッケージデザインが未発表のものであれば、まずは意匠登録をお勧めします。部分意匠や関連意匠を採用した戦略的な意匠登録を行って、パッケージデザインを効果的に守ることが重要です。そして、意匠権で独占状態を作ってから定期経過した後に、立体商標、色彩商標、位置商標などの商標登録を取得し、永久権を取得するのがいいと思います。

●委員会ヒトコト通信

デザイナーの立場から「意匠権侵害差止訴訟」のレポートをしました

2016東京国際包装展(TOKYO PACK) 併催「パッケージデザインパビリオン」内でのパッケージデザインセミナーで、会期中の10月5日に行われた知財編「それら一枚の警告書から始まった」で、(一社)日本デザイン保護協会専務理事 関口剛史氏のリレー講演で、後半を担当しました。
登録意匠の登録の価値と意匠権の保護の範囲についての確認のために向き合った、約2年半にわたる「一枚の警告書から始まった最高裁までの道」を自身の体験としてレポートしたものです。(記：講演担当 丸山和子)



(写真提供:丸山デザイン事務所)